

令和6年度 被扶養者定期検認にかかる注意点

①マイナンバー制度による情報連携を用いて、令和5年の収入等を確認します。

正しい申告をお願い致します。

なお、申告内容に相違があった場合、

①認定日に遡って

②収入の基準を超えた時まで遡って

③時効成立の2年前まで遡って

①～③のいずれか該当する期間で被扶養者資格を取消しし、その間に要した費用（医療費・療養費・特定健診費用・各種補助金等）の返還請求を行うことがあります。

②学生証(コピー)は有効期限確認

有効期限が裏面に記載されている場合は、表面・裏面の両面をコピーしてください。

③中学生以下は調査不要

印字されていません。

④収入基準の再確認

収入の基準は下表のとおりです。

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
60歳未満の者	1,300,000円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の者(又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者)	1,800,000円未満	150,000円未満	5,000円未満

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および、認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

⑤収入範囲の再確認

収入の範囲は右頁に記載しております。(必ず確認してください)

⑥「年収の壁」対策について

裏面をご確認ください。

健康保険の被扶養者認定における収入の範囲に含まれるもの

1. 給与収入

アルバイト・パート等、**非課税の交通費等**も収入に含まれます。
総支給額です。控除後の支給額ではありません。

2. 自営業等

農業・林業・漁業・商業・その他インターネット等の収入も含まれます。

3. 不動産収入

地代、家賃収入等。

4. 公的年金

老齢・共済・基金・遺族・障害、非課税の年金も含まれます。

5. 雇用保険給付金

失業保険給付の基本手当、育児休業手当、訓練支援給付金。

6. 保険給付金

健康保険の出産手当金・傷病手当金。

7. 投資収入

株式配当金、先物取引（外貨取引）等

8. 利子収入

9. 個人年金

数年にわたり分割して受給する場合。

10. 被保険者以外からの収入

養育費等。

※収入範囲を再確認され、令和5年の収入が収入基準を超過されていた方は、**令和6年1月1日を不該当日**とした「被扶養者異動届」の提出をお願いいたします。不該当日以降に要した費用(医療費・療養費・特定健診費用・各種補助金等)については、返還いただきます。